

図書館だより

埼玉県立図書館

81.8号

県民とともに迎える

全国図書館埼玉大会

人間性を深める図書館活動の広がりを探る

開催日：10月29日～31日

2012345678913012345

昭和五十六年度「全国図書館大会」が「人間性を深める図書館活動の広がりを求めて」をメインテーマに、一〇月二十九日(木)～三十一日(土)の三日間にわたり埼玉会館(浦和市)を全体会場に、その周辺施設を分科会、図書・機器類の展示会場にして開催されます。

この大会は、明治三十九年東京で第一回が開催され(途中昭和一五―二二年は中止)、本年は第六七回を数える伝統ある図書館界の催しであります。中止前は、図書館令、学校・社会教育、国民精神総動員等と図書館の採るべき方策について、戦後は、図書館法を軸に「図書館は何をすべきか」『暮らしの中に躍動する図書館』「地方文化と図書館」等について研究協議が行われてきました。

埼玉大会では、このような図書館界の歩みを尊重しながら、メインテーマのもとに今日的課題に取り組みようとしております。それは、「連帯性の自覚と奉仕の共有」「個の確立による調和的統一性」という人間の宿願的問題を基盤に普遍的図書館奉仕を志向することを目標にしているものであります。

特に「完全参加と平等」という目的実現の行動計画をもつ「国際障害者年」を迎え、図書館は「何をすべきか」「何をなそうるか」運営全般の中で原点に立つて確認しようとしております。関連行事として、国際的規模で収集した「障害者サービス関連機器展」の準備もすすめております。

分科会のもたれる第二日は「全ての障害者の読書権を保障する図書館とは」をテーマに、米国議会図書館のF・K・シルケ氏の講演も予定されているほか、一会場(一分科会)で館種を超越した連帯性を基盤に研究協議が行われます。このほか学校・公共図書館・地域文庫関係者の実践報告を中心とした「児童・青少年の読書問題」の掘り下げ、「公共図書館のネットワークの整備」「学術情報システム」「図書館間の協力」「デポジットライブラリー(資料の保存)の整備」「図書館振興特別立法」「I・S・B・N(日本図書コード)問題」「地方出版物の出版情報」「書誌情報の機械化」「図書館学教育」「図書館職員」等に関する分科会が予定され、現在「大会案内」を配布して参加を呼びかけております。

大会は、学校・大学・公共・専門の各図書館の関係者が集いますが、どなたでも自由参加できます。

障害者への図書館奉仕を目指して

今年が「国際障害者年」の一年目にあたる。そこで、過去を振り返るとともに障害者奉仕に対する図書館としての今後の課題を考えてみたい。まず基本的課題としては、発生の予防とリハビリ、教育、労働保障、所得保障、生活環境整備等があげられる。図書館としては、教育・環境整備等各地域で対策を進める必要がある。

今、ちまたには「国際障害者年」という言葉が目まぐるしく、これは住民ひとりひとりの胸を貫く言葉でもある。先日もある眼鏡屋さんの店頭で「二・三％に減っている。」

何からできるか



図書館奉仕の課題
情報を送る側の
図書館と受ける側の
障害者との接点
は十分に保たれて

告と隣り合せに、「完全参加と平等」という大変印象的な言葉が目まぐるしく。眼鏡屋さんの広告は「情報の八〇％は視覚から……」という呼びかけの言葉である。障害者の中には視覚障害を持つ方々が多い。この八〇％は視覚からという文句が気にかかり、家路に急ぐ足は重かった。

最近発表された厚生省の身体障害者実態調査によれば、一九八〇年には一九七九千人の身体障害者があり、その人口比は二・四％となっている。

分科会の障害者奉仕部会では、米國議会図書館のシルケ氏の講演をはじめ、障害者サービスの課題として、三点について討議することになった。そのひとつは「著作権」問題であり、二つ目は「図書館資料の相互利用」であり、三つ目は「レザレンスサービスの充実」である。

このような全国大会の討議に期待することはいうまでもないが、図書館サービスの従来反省をふまえ、図書館利用の効率化をはかる必要がある。例えば障害者が来館しやすく、利用しやすいようにさらに配慮しなければならぬ。

今年進める事業
五六年度の図書館サービスの推進は、まず基本的な問題について進めたい。

県立熊谷図書館では……障害者サービス検討委員会を設け、主として……

いつでも、どこでも、利用者へのサービスがゆきとどくため、物心ともども充実したいとしきりに思う。まずこの心構えだが、孔子の古い言葉であるが、孔子が有名な楽師をお迎えした時、楽師が階段までくると、そこは階段です。席までくると、お席です。皆が坐ると、誰はここに誰はあそこに」とお教えになったという。後日弟子が、「ああいわれたのは道になかった態度なのではないか」とたづねたら孔子は当然のことのように「そのとおりだ」といわれたという。古くして常に新しい心すべき名言であろう。

情報の送り手としての心構

お席です。皆が坐ると、誰はここに誰はあそこに」とお教えになったという。後日弟子が、「ああいわれたのは道になかった態度なのではないか」とたづねたら孔子は当然のことのように「そのとおりだ」といわれたという。古くして常に新しい心すべき名言であろう。

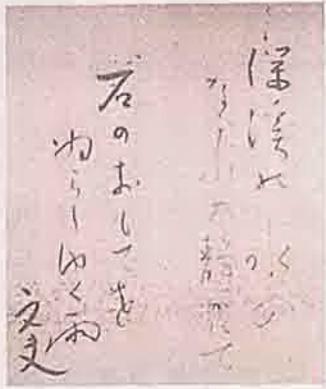
埼玉の文学 歌人とその作品

小笠原文夫

(明36・7・10、昭37・2・28)

- ・ 深溪の水の流れのしづかにて石のおもてをぬらしゆく雨
- ・ しらじらと鴨の抜け毛の片寄りに吹かれましたる渚をあゆむ
- ・ 小笠原文夫は昭和二十九年から活動を開始した埼玉県歌人会の創始者の一人で、初代の代表者として重きをなした作家でした。明治三十六年横浜に生まれましたが、終戦直後に埼玉県与野市鈴谷に移住、昭和三十三年、五十七歳で亡くなるまで、長

小笠原文夫の筆蹟



く埼玉の歌人として活躍を続けました。

氏の師匠は吉植庄亮でしたが、庄亮が大正十一年に「撒覧」を創刊したところからの作家で、北原白秋らによって発行された「日光」にも参加し、昭和に入ってから前川佐美雄らと共に「フォルム」をおこし、また「短歌精神」「短歌民族」などにも名を連ねて、新芸術派の運動にも力を尽くしました。戦後は「撒覧」の重鎮として会を統率し、歌壇的には日本歌人クラブの幹事をつとめるなど、円満達識の作家として多くの人々の敬愛を集めていました。

歌集には「交響」(合著、昭6)「二月尽」(昭27)があり、没後にやはり歌人である夫人原早枝氏によって、遺歌集「きさらぎ」(昭37)が刊行されましたが、作風は豊かで清潔な叙情味をたたえ、静かな生活詠が主となっていました。

没後、小笠原の蔵書は夫人によって与野市立図書館に寄贈され、「小笠原文夫短歌文庫」として保管され

見沼冬男

(明33・5・22、昭46・1・22)

- ・ 雨あとの 落葉あかるき 松山原 師のうしろより 物まをしゆく
- ・ かの見ゆる丘の菜菔の青き照り冬に入りぬと子に教へつる

民俗学、殊に神事芸能関係の第一人者であった西角井正慶博士が「見沼冬男」という筆名のすぐれた歌人であったことを知る人も、今では少なくになりました。大宮市の永川神社の社家に生まれ、国学院大学国文科を卒業、大正のころ、県立浦和高女(現在の浦和第一女子高校)の教諭をしていましたが、その後母校の国学院大学の教授となり、県の教育委員や文化財審議委員なども兼ねて、幅広い活動をしていました。

短歌は若いころから釈道空に師事し、大正八年から十七年までは「アララギ」に、大正十年逕空が中心の「白鳥」昭和十年から十七年までは北原白秋にあずけられて「多磨」に所属、「短歌研究」などの総合雑誌にも作品を発表していました。作風は骨格が確かで品位高く、感覚的にも

西村陽吉

(明25・4・9、昭34・3・22)

- ・ 働かねばならず 働けばいそがはし
- ・ 憤ほろしく仕事を見入る
- ・ かうかうとでんきあかるく 終点に いそぐ電車の 窓の外は雪

口語歌運動の旗手として、大正時代の歌壇に大きな役割りを果たした西村陽吉が、長く浦和に住んでいたことを、知っている人も今では少なくなりました。

西村陽吉は東京の本所の生まれ、本名を辰五郎と言いましたが、幼くして東雲堂書店の養子となり、石川啄木の「一握の砂」、斎藤茂吉の「赤光」、北原白秋の「桐の花」など、歌壇にエポックを画した名歌集の出版にも貢献した人です。

はじめは東雲堂に勤めながら小説を書いていましたが、啄木などの影

県内図書館めぐり

上尾市立図書館

市民待望の新しい図書館が、総工費約六億二千万円を投じて完成し、六月二日にオープンしました。新しい図書館は、国鉄上尾駅東口から歩いて五分の地理的条件に恵まれた場所に位置しています。

- 建物 鉄筋コンクリート造り地下一階、地上二階建て、延べ床面積二千三百七十六平方メートル。
- 一階 子ども室、おはなしのへや、新聞・雑誌コーナー、身障者用エレベーター、事務・作業室等。
- 二階 一般室、レファレンスコーナー、新刊案内コーナー、集会室(八十人収容)、軽読書コーナー、対面朗読室等。
- 地階 閉架書庫
- 蔵書数 約八万冊(BM用図書もふくむ)。
- 休館日 月曜日、祝日、年末年始
- 特色



立派な舞台つき図書館

●コンピュータ処理により、貸出・返却業務の迅速化が図られています。●一階「おはなしのへや」では、子どもに対する読み聞かせのほか、紙芝居や人形劇もできる舞台が備えられています。

●二階南側窓際に「軽読書コーナー」を設け、くつろいだ気分での読書ができるよう配慮されています。●省エネ時代を反映し天窓を設けたり、階段に面した壁をガラスにするなど、自然の光をできるだけ採り入れるよう工夫されています。以上が新しい図書館の概要ですが、この新館のほか、二つの「こども図書館」とBM車一台(十八駐車場)で利用者サービスの向上に努めています。

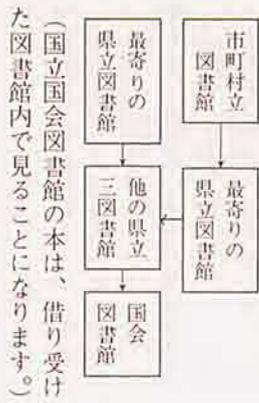
活発な図書相互貸借

県立川越図書館がサービスをしている県西地域にも、次々と新しい図書館がつくられています。その意味では、住民の読書要求によりよく応えられる体制が、整いつつあるといえるでしょう。

しかし、近年、図書館利用者の図書要求の中に、高度の専門書や古い資料などの要求が増えたため、自館の資料だけでは十分に応じられないのが実情です。

そこで、これらの要求に応えるため、容易に入手できる資料は除いて県立図書館の資料の中から、図書館相互の貸し借り(相互貸借)をして、地域住民に対する資料要求の充実に努めています。

具体的に、この相互貸借は、次の手順で行われます。



また、この資料の相互貸借は、資料によっては原資料でなく、複写をもって提供することもあります。さて、当館での相互貸借の件数は次表の示すとおり、この業務が開始された五十二年以降、年々増加しています。(この貸出しの中には、当館を経由し利用館へ貸出されたものも含まれます。)

年	貸出	借受
52年	565	216
53年	1,048	144
54年	1,496	235
55年	1,833	340

この件数から、この相互貸借の制度が定着化されているのが容易に理解されますが、申込の方法も、目録類から所蔵している図書館をあらかじめ確認のうえ申し込んでくるケースが多くなっています。今後増加が予想される貸借件数を考えれば、この方法は望ましい方向といえます。

今後とも、県立図書館は、この相互貸借の核となつて、市町村図書館の資料提供業務を援助し、県民サービスの充実に努めていきたいと考えています。



県立熊谷図書館では、昭和四七年四月に特許庁より地方閲覧所の指定を受け、以来特許公報類の保存・公開に努めています。当館は、県内の公共図書館では唯一の閲覧所(他に、埼玉県商工会館内の発明協会埼玉支部分室が地区中央閲覧所の指定を受け、一般に公開しています。)です。日頃なじみの薄い資料ですが、これら特許公報類及び特許・実用新案を検索するためこの機会に概略を紹介いたします。



特許公報類

特許公報とは一年ほど前になりますが、雑誌「太陽」五月号では、「大発明・珍発明500集」という特集を掲げ、印刷機・蒸気機関車から身近なTV枕・ゼムクリップまでを紹介していました。また、その年の十月には、ヨーロッパにおける発明史の先駆というべきヨハン・ベッグマンの論文集が「西洋事物起源」(ダイヤモンド社)として翻訳されました。この二書に見られるような発明は、

現代のわが国では「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のものをいう」(特許法第二条一項)と定義され、発明者が願書と明細書を提出すると、一定の審査の後拒絶の理由がないときは、当該発明の内容が公告されます。この公告を掲載したものが、いわゆる特許公報類と言われているものです。

特許公報の種類

特許公報類は、工業所有権法(特許法が実用新案法、商標法、意匠法)の規定及び「パリ条約」の締結国に課せられた義務に基づき、特許庁から定期的に刊行されているもので、つぎのようなものがあります。

- 出願公告制度に基づき、公告決定されたものを掲載した(1)特許公報、
- 実用新案公報、(3)商標公報、登録されたものを掲載した、(4)意匠公報、
- 審査公報。出願公開制度に基づき出願後一年六ヶ月経過したもの掲載した(6)公開特許公報、(7)公開実用新案公報。各種公示事項・目録等を

掲載した(8)特許庁公報。外国語でなされた国際出願を掲載した(9)公表特許公報・公表実用新案公報。特許協力条約に基づいて国際公開された(10)日本語特許出願、日本語実用新案登録出願があります。

「考案」と定義され、右の特許が高度な発明であるのに対し、小発明とも言われています。発行形式は特許公報に準じます。

特許公報類の内容
ここでは、当館で収集している(1)〜(8)までについて、簡単にその内容を述べてみます。



特許公報類の表紙

- (1)特許公報 (昭和五五年の発行回数一二九七回、以下カッコ内は発行回数を表わす) 公告決定された特許出願の標題部と明細書、図面が収載されています。昭和五五年一月より、国際特許分類(第三版)に従い、七部門二六区分に分けて、公告番号順に発行されています。
- (2)実用新案公報(七〇三回) 実用新案法が保護の対象とするものは「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」と定義され、右の特許が高度な発明であるのに対し、小発明とも言われています。発行形式は特許公報に準じます。
- (3)商標公報(一一四回) 商標は、文字、図形、記号あるいはそれらを結合し、場合によっては色彩を施した標章の創案で、商品に使用するものをいいます。公報には、標題部と商標の複写見本が掲載されます。
- (4)意匠公報(三三六回) 意匠と呼ばれるのは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて視覚を通じて美感を起させるもの」と定義されています。公報には、標題部のほか複写見本が掲載されます。
- (5)審査公報(一一三三回) 特許、実用新案、商標、意匠に分けて発行され、審決および判決を掲載します。
- (6)公開特許公報(一、六七三回)
- (7)公開実用新案公報(一、八一六回) この二点は、特許庁における出願書類の滞りを解消し、先行技術を早期のうちに公開することによつ

て、研究の重複を避け、新しい技術の開発を促すことを目的として、昭和四十六年七月より発行されているものです。発行形式、内容については、先の(1)、(2)に準じますが、公開実用新案公報のみは、図面の内容と、その簡単な説明のみで、明細書は省略されています。

(8)特許庁公報(二〇四回) これには法令などを掲載した公示号のほかに、目録号、審査請求リスト、「処分リスト」等があります。

特許公報類の保存年限

特許公報類の保存年限は、特許庁の定めた「特許公報類の交付要領」に準拠し、保存年限を経過したものは、順次廃棄してあります。

名 称	整理区分	所蔵範囲	保存年限 発行日より
特許公報	番号順	昭45.4~	15年
実用新案公報	番号順	昭46.4~	15*
商標公報	番号順	昭46.4~	10*
意匠公報	番号順	昭45.4~	15*
審決公報	発行順	昭46.4~	10*
特許庁公報	発行順	昭50.4~	5*
公開特許公報	番号順	昭49.1~	7*
公開実用新案公報	番号順	昭51.1~	4*

は、順次廃棄してあります。当館で保存・公開している特許公報類の整理区分、所蔵範囲、保存年限を一覧にすると次のようになります。

※交付要領は、現在特許庁において改訂作業が進められており、保存年限については、既に改正案が発表されていますが、当館では従来の保存期間を踏襲しています。

索引類

特許公報類は特許庁への出願内容を掲載したのですが、これをいろいろの観点、たとえば主題、出願人から探すための資料には、次のようなものがあります。

- 日本特許索引 昭43-45 日本科学技術情報センター 昭44-46年刊
- 日本特許総合索引年鑑(分類別、出願人別) 1970-76 特許資料センター 昭46-52年刊
- 公告特許索引(分類別、出願人別) 1977- 日本特許情報センター

昭53

公開特許索引年鑑(73年版より分類別、出願人別) 1972-76 特許資料センター 昭48-52年刊

公開特許索引 昭53- 日本特許情報センター 昭54-

実用新案総合索引年鑑(73年版より分類別、出願人別) 1970-76 特許資料センター 昭46-52年刊

公告実用新案索引(分類別、出願人別) 昭52- 日本特許情報センター 昭53-

公開実用新案索引年鑑(73年版より分類別、出願人別) 1972-76 特許資料センター 昭48-52年刊

公開実用新案索引(分類別、出願人別) 昭53- 日本特許情報センター 昭54-

あとがき

ここに第八号をおくりします。これは五六年度の第一回目でもあり、形を変えました。従来一二頁のもの、八頁とし、発行回数を増やし四回発行としました。内容は、今年度事業で一番の大事業「全国図書館大会を迎える」こと、また埼玉の地方文化をになった作家の紹介を続けました。なお図書館大会の問合せは〇四八八・二九・二八二一の県立浦和図書館まで。

おたずねください

稲荷山出土鉄剣の

銘文の読みは？

問 先ごろ、国の重要文化財に指定された稲荷山古墳出土の鉄剣の銘文の読み方は？

答 県教育委員会編の「稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報」によれば、銘文の読み方については、なお検討を要するのところで、ここでは便宜的に訓読の書き下し文の一例を示すことにした、と断って以下の通りの

せています。

辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の兄、(名は)タカカヒのスクネ。其の兄、名はテヨカリワケ。其の兄、名はタカヒ(ハ)シワケ。其の兄、名はタサキワケ。其の兄、名はハテヒ。其の兄、名はカサヒ(ハ)ヨ。其の兄、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉仕し来り今に至る。ワカタケ(キ)ル(ロ)の大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の

利刀を作らしめ、吾が奉仕の根源を記す也。

関係資料 「鉄剣文字は語る」ごま書房 「鉄剣銘百十五文字の謎」権書房 「鉄剣の謎と古代日本」新潮社 「鉄剣を出した国」学生社 「辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群」読売新聞社浦和支局 その他 16ミリ映画フィルムでは「鉄剣は語る」、「さきわか物語」古代東国(児童向)を各県立図書館視聴覚課で所蔵し、貸出を行なっています。